

## 令和元年 第5回 浜松市農業委員会総会議事録

### 1. 開催日時 場所

令和元年5月16日（木）午後1時30分 北区役所 3階 31・32会議室

### 2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 褐田正保 松尾康弘 横井利治 鈴木克育 褐田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要 欠席：

### 3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穰 斎藤和也 石田潤司 河村幸一郎  
秋山尚司 吉山和志 鈴木健吾 加茂真也  
山口貴弘（スポーツ振興課 誘致支援グループ グループ長）

### 4. 審議事項

- |        |  |
|--------|--|
| 第30号議案 | 農地法第3条の規定による許可について                             |
| 第31号議案 | 農地法第4条の規定による許可について                             |
| 第32号議案 | 農地法第5条の規定による許可について                             |
| 第33号議案 | 非農地証明について                                      |
| 第34号議案 | 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る<br>特例農地等の利用状況の確認について |
| 第35号議案 | 農用地利用集積計画の決定について                               |
| 第36号議案 | 平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画(案)について                   |

### 5. 報告事項

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 報第31号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について      |
| 報第32号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| 報第33号 | 事業計画変更届について                  |
| 報第34号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について |
| 報第35号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について       |
| 報第36号 | 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について   |
| 報第37号 | 農地の地目変更登記に係る報告について           |

### 6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、令和元年第5回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ、24名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

本日の総会とは別件ですが、皆様へご案内のとおり、農業委員会だよりを年1回12月に発行させていただいております。しかし、もう少し農業委員会の活動をPRしていくためにも、今年度から年2回の発行を予定しております。つきましては、6月中下旬の発行号に、浜松農業委員会総会の開会の様子を写真で掲載したいと思いますので、ご了承いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

松島 皆様、こんにちは。令和ということで5月1日より令和元年となりました。

大連休とも重なりまして、少しでも景気が良くなればと思いますが、一説によりますと2,000億円、3,000億円の経済効果だという経済評論家もおります。しかし、良いムードで少しでも景気を良くしたいと思っていた矢先にアメリカと中国の貿易摩擦がおこり、まわりまわってまた、日本や他の国の景気後退になりかねないと予想されています。しかし、私たちだけの力だけでは何ともなりませんが、その中でも少しでも良い形で頑張っていけたらと思っております。

少し報告的な話となります、昨日、皆様ご存知とは思いますが、茶農業協同組合と茶振興協議会が、謹茶式として五社神社にお茶を謹茶しました。農業関係の代表として私も招待され、市長、山下部長ほか関係各所の方のご参加がありました。その中で、市長の挨拶にお茶の価格が安くてと、出鼻をくじかれた話がございました。

近年、低価格ということで本当に困っていますが、それに輪をかけてお茶の価格が安いという挨拶になってしまい、本当に聞いている私たちも他人ごとではなく、お茶だけでなく、農産物諸々が安いと感じております。

なぜ安いのかと私なりに考え、市場の担当者とも話をした時がありますが、安い要因は山のようにあるのですが、昨年の台風の影響で年末年始の農産物が東海地区で不足すると市場業者が予想し、急遽年末年始の輸入を増やしたと聞いております。

しかし、農産物が台風の影響を受けず、輸入物は入ってくるは、豊作だということで相場が立たず市場には、野菜、花、果物と農産物があふれているため、市場の担当者は、非常に苦労しているとのことでした。

その要因として、農産物の消費不足、農産物の豊作、プラス農産物の輸入であるのではないかということで、私の見解ですが、一番厄介なのが農産物の輸入であり、TPP、自由貿易という形で今後農産物の輸入が増え、関税はかかるくるし、生産者には大変な話になってくるのではないかと予想されます。

その時に農業委員会として、どのようなことができるのかと考えたとき、農地の集約による大規模農業ができるようになるのが、一つの打開策ではないかと思っています。やはり、農地の集積というのは、大きな課題になるのではないかと思います。

農産物に限らず、コストを下げ売るものを高くというのがベストであるが、コストを下げる部分が、外国品に対してどこまで対応できるか心配しておりますが、それも含めまして、農業委員としてできることを頑張ってやっていきたいと思っていますが、皆様も良いお知恵がありましたら、だしていただきまして、浜松の農業、日本の農業を外国の農業に負けないよう頑張っていきたいと思います。

長い話と、私のものの考え方をお話ししましたが、諸説ありますので、必ずという訳ではありませんが、市場の担当者との話を、ちょっとだけ皆様にご報告させていただきたいと思っておりますので、これを持ちまして挨拶とかえさせていただきます。

松 島 それでは只今から、令和元年第5回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 それでは、議席番号23番の小柳守弘委員、議席番号24番の鈴木要委員にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります。第30号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴 木 智 それでは、議案1ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)

秋 山 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号91番外21件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が15件、贈与に係る案件が4件、賃貸借に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が2件でございます。許可することができない場合を定めております農地法第3条第2項各号の判断につきましてはそれぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案3ページ、地区「引佐」、整理番号103番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、[REDACTED]の農地所有適格法人、[REDACTED]です。

[REDACTED]は、甘藷や自然薯の栽培を行っている法人です。経営規模の拡大を図るべく、通作上の利便性が良い引佐町内での農地取得を検討していたところ、遠方農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で売買について合意し、申請に至ったものでございます。

申請地は、市立引佐南部中学校の[REDACTED]約[REDACTED]km、[REDACTED]の所在地からは約[REDACTED]kmに位置しております。取得後は甘藷、自然薯を作付けしていく計画でございます。

続きまして議案4ページ、地区「天竜」、整理番号110番、111番をお願いします。

110番は賃貸借権の設定、111番は売買に係る案件であり、権利関係が異なるため整理

番号を分けておりますが、譲受人が同一であるため併せてご説明いたします。

譲受人は、天竜区船明の新規就農者、■さん69歳でございます。■さんは、申請地の内、船明地区内の農地を譲渡人の一人である■さんと共同で耕作管理をしてきました。今後は■さんご夫婦が耕作管理をしていくことになったため、申請に至ったものでございます。また、農業を行っていくにあたり、営農地の拡大も検討したところ、只来地区内の農地について所有者より合意が得られ、賃貸借権を設定することとなりました。

申請地は、遠州鉄道山東営業所から、船明地区内の農地は■に約■km、只来地区内の農地は■に約■kmに位置し、■さんのご自宅からは、それぞれ徒歩で約■分、車で約■分の距離でございます。取得後は梅・柿・栗・蕎麦などを作付けしていく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

- 議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。
- 議長 整理番号91番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。
- 中島 整理番号91番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号92番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。
- 田中 整理番号92番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号93番から95番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
- 原田 整理番号93番から95番の3件、調査会で協議の結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号96番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。
- 松尾 整理番号96番、について地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号97番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。
- 鈴木克 整理番号97番について、地区調査会で検討しましたが、問題ないという結果になりました。
- 議長 整理番号98番、99番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内山 整理番号98番、99番の2件について、調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号100番、102番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。
- 藤村 整理番号100番、102番3件について、調査会で検討した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号103番について、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。
- 高井 整理番号103番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号104番から106番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
- 後藤 整理番号104番から106番の3件について、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 107 番から 109 番について、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 整理番号 109 番については、長野県の方が 2 年半ほど前に柿を作るということで取得した、倒産に伴う所有権移転です。

整理番号 107 番から 109 番について、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 110 番から 112 番について、天童・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 整理番号 110 番から 112 番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 110 番と 111 番について地区調査会でも伺いましたが再度お伺いします。

譲受人の耕作面積の表記が 0 m<sup>2</sup>となっておりますが譲受人の表記の仕方に問題はないでしょうか。

木下 譲受人の耕作面積が 0 m<sup>2</sup>ということですが、この方は、新規就農として下限面積以上を一度に取得するということで、条件付きとなりますが可能となっております。

森島 わかりました。

議長 他にご質問はないでしょうか。

(高井委員 挙手)

議長 はい、高井委員。

高井 109 番 [REDACTED] は、市田柿の栽培ですか。

鈴木健 回答いたします。[REDACTED] は、市田柿をメインに栽培しておりますが、浜北区大平につきましては、次郎柿を栽培しております。

議長 よろしいでしょうか。

高井 はい。

議長 その他ご意見等はございませんか。

(その他発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 30 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 31 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

- 秋 山 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 41 番、外 8 件でございます。  
転用目的別の内訳は、自己用・共同住宅関連が 6 件、貸駐車場が 1 件、太陽光発電設備が 2 件でございます。また、農地区別別の内訳につきましては、第 2 種農地が 2 件、第 3 種農地が 7 件でございます。
- 説明は以上でございます。
- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。
- 議 長 整理番号 41 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願ひします。
- 松 澤 整理番号 41 番につきまして、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 42 番から 44 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願ひします。
- 中 島 整理番号 42 番から 44 番につきまして、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 45 番について、積志地区調査会の田中委員からお願ひします。
- 田 中 整理番号 45 番につきまして、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 46 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願ひします。
- 根 木 整理番号 46 番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 47 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願ひします。
- 岡 本 整理番号 47 番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 48 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願ひします。
- 藤 村 整理番号 48 番につきまして、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 49 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願ひします。
- 小 杉 整理番号 49 番につきまして、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。
- (質疑応答なし)
- 議 長 それでは採決いたします。第 31 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
- 議 長 次に、第 32 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 鈴 木 智 それでは、議案 7 ページをご覧ください。
- (議案の表紙を読み上げる)
- 加 茂 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 408 番外 95 件でございます。  
転用目的別の内訳につきましては、自己用住宅関連が 45 件、事業用の建物関連が 3 件、

駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 11 件、一時転用が 3 件、太陽光発電が 33 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 3 件、第 1 種農地が 11 件、第 2 種農地が 34 件、第 3 種農地が 48 件でございます。

それでは、議案 8 ページ、地区「中ノ町」、整理番号 412 番をお願いします。

東区白鳥町の畠 [REDACTED] m<sup>2</sup>について、工場・駐車場等を設けたいという申請であります。

申請者は [REDACTED] に本社を置く、[REDACTED] の [REDACTED]  
[REDACTED] であります。

この度申請地を買受け、工場、事務所を移転し、新規機械の導入や作業スペースを十分に確保し、今後の事業経営の安定を図りたく申請に及んだものであります。

申請地は、東区役所から [REDACTED] へ約 [REDACTED] m のところに位置する農地であります。

農地区分の判断につきましては、通常市役所、区役所、鉄道の駅から概ね 500m の範囲が第 2 種農地となります。500m の範囲内の宅地化率が 40% を超えている場合には、その割合が 40% となるまで、その距離を最大 1km まで延長することができるとされております。東区役所から [REDACTED] m に位置する申請地につきましては、宅地化率 40% 以上となるため、第 2 種農地に該当するものでございます。

事業計画は、工場、22 台収容の駐車場、緑地、調整池を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽を経て道路側溝へ放流し、雨水排水については調整池に流入し既設水路へ制限放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると考えます。

続きまして議案 11 ページ、地区「篠原」、整理番号 438 番をお願いします。

西区篠原町の畠 2,887 m<sup>2</sup>について、駐車場を設けたいという申請であります。

申請者は [REDACTED] にて [REDACTED] を運営している [REDACTED]  
[REDACTED] であります。

この度、[REDACTED] で使用している篠原町の [REDACTED] の既存駐車場が手狭であり、新たな駐車場を確保したく申請に及んだものであります。

申請地は、国道 1 号線浜名バイパス篠原インターチェンジから [REDACTED] へ約 [REDACTED] m のところに位置する農地であります。

申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当する農地であると判断いたしました。

事業計画は、163 台収容の駐車場を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

雨水は敷地内で貯留して自然浸透、余剰分は既設水路へ制限放流させる計画であること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると考えます。

続きまして議案 17 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 483 番、議案 18 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 484 番をお願いします。

整理番号 483 番は地上権の設定、整理番号 484 番は売買による所有権移転であり、権利の種類が異なるため整理番号を分けておりますが、同一の転用事業であるため併せて説明いたします。

北区三ヶ日町都筑の田 5 筆、合計 4,365 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、[REDACTED] の [REDACTED]、[REDACTED] です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地、2 筆を売買により取得、3 筆については地上権を設定し、太陽光発電事業を行いたく、申請に及んだものでございます。

申請地は、三ヶ日インターチェンジから [REDACTED] へ約 [REDACTED]m のところに位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、インターチェンジから概ね 300m 以内の区域にある農地であることから、第 3 種農地であると判断いたしました。

事業計画では、申請地を A、B の二つの区域に分け、A 区域では 330W の太陽光発電パネル 224 枚を設置し、発電能力が 73.92kW となる発電設備を設ける計画であり、B 区域では 330W の太陽光パネル 864 枚を設置し、発電能力が 285.12kW となる発電設備を設ける計画でございます。設備の配置計画から見て、転用規模は適當と思われること、敷地外周にはフェンス及び堰堤を設け、雨水は敷地内で貯留して自然浸透、余剰分は既設水路へ制限放流させる計画であること、経済産業省の設備認定を平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けと平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで受けていること、中部電力への接続検討も完了していること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

- 議長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。
- 議長 整理番号 408 番から 410 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
- 松澤 整理番号 408 番から 410 番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 411 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。
- 中島 整理番号 411 番について、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 412 番、413 番について、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。
- 議長 調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 414 番から 420 番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。
- 田中 整理番号 414 番から 420 番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 421 番から 425 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

- 原 田 整理番号 421 番から 425 番について地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 426 番から 430 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。
- 袴 田 正 整理番号 426 番から 430 番の 5 件について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 431 番から 434 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。
- 松 尾 整理番号 431 番から 434 番の 4 件、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 435 番から 438 番までについて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
- 横 井 整理番号 435 番から 438 番 4 件について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 439 番から 441 番までについて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。
- 鈴 木 克 439 番から 441 番まで 3 件について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 442 番から 452 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。
- 袴 田 博 整理番号 442 番から 452 番の 11 件について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 453 番から 458 番について、新津・可美地区調査会の根本委員からお願いします。
- 根 木 整理番号 453 番から 458 番の 6 件地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 459 番から 465 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内 山 整理番号 459 番から 465 番の 6 件、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 466 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- 岡 本 整理番号 466 番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 467 番から 477 番までについて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。
- 藤 村 整理番号 467 番から 477 番まで 11 件につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 478 番から 481 番までについて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。
- 高 井 整理番号 478 番から 481 番までについて、引佐地区調査会において問題ありませんでした。

議長 整理番号 482 番から 484 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 整理番号 482 番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

整理番号 483 番、484 番については [REDACTED] の [REDACTED] という [REDACTED] が出資、管理、施工をし、中国製のソーラーパネルで浜松市内に何ヶ所か設置済みと説明を受けました。

地区調査会において負の遺産とならないよう依頼し、問題なしとしました。

議長 整理番号 485 番から 493 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 整理番号 485 番から 493 番までについて、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 494 番から 501 番までについて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 先に事務局確認させてください。

急斜面の関係で水が出るのではないかという話があり、土止めをしっかりやってという話、何番でしたか。

鈴木 健 499 番、500 番の太陽光発電の関係です。

森島 ありがとうございます。

太陽光発電の関係で、急斜面でございますので、下の畑の人に水が出たとき迷惑がかかるのではないかという指摘をいただき、追加で対策をしていただくようお願いをしました。

他は、問題ありませんでした。

議長 整理番号 502 番について、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水崎 整理番号 502 番、地区調査会では問題ありませんでした

議長 整理番号 503 番について、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。

井上 整理番号 503 番、地区調査会では問題ありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 後藤委員の 483 番 [REDACTED] の転用事情の、区分地上権の設定について教えてください。

加茂 地上権を設定するというものでして、売買の合意が得られなかつたため貸借の契約と聞いております。

森島 貸貸借契約や賃借権の設定はありますか。

木下 地上権の設定をするにあたり、賃借権の設定をしております。

地上権の設定は、法務局への登記が義務づけられているので、事業者には、より安心

できるものとなっております。

森 島 貸借権が転用事情に表示されないのはなぜですか。

木 下 貸借権より地上権の方が強い権利ということです。

森 島 わかりました。

議 長 その他、ございませんか

(後藤委員 挙手)

議 長 はい、後藤委員

後 藤 報道で見たのですが、遠方の業者の設置した太陽光発電施設で、ソーラーパネルが盜難にあい、その後再投資できず復旧できなくなった場合、どのようになっていくのですか。

木 下 ソーラーパネルということで農地から離れる形になってしまいますが、ソーラーパネルをやめ農地に戻したいというならば、たとえ法務局で地目を変えてしまっていても、現況が農地であれば、現況地目を農地に戻す手続きを取ることができます。

盜難等については、恐らく発電事業者で保険をかけている方が多いです。ある事業者で土台を盗まれた方がおりましたが、その方は保険で対応したと聞いております。

事業者により様々だとは思いますが、保険で対応した所、再投資、農地に戻したいという要望があれば、その時は農業委員会は対応いたします。

議 長 その他ご意見はございますでしょうか。

(小柳委員 挙手)

議 長 はい、小柳委員

小 柳 太陽光発電の申請表記について、会社名の表記と個人名の表記があるので、もし法人名があるなら統一して表示した方が良いのではないでしょうか。

例えば、499番、500番、446番、422番とか完全に個人名が表記されています。

木 下 法人の申請であれば、法人で表記していきたいと思っております。

申請書と同時に確認しますが、経済産業省で出している認定通知書で、20年間買取をしますという認定通知を受けている方と同一の名義で申請を受付けておりますので、法人と個人は、明確に分かれているとは、思っておりますが、これからも申請を注意して受付けていきますのでよろしくお願いします。

議 長 その他ご意見等はございますでしょうか。

(その他発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第32号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第11号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案21ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

石 田 今月の申請案件は、地区「天竜」、整理番号 13 番、1 件でございます。

申請別の内訳につきましては、自己用住宅が 1 件でございます。

それでは、議案 21 ページ、地区「天竜」、整理番号 13 番をお願いします。

申請人は、浜北区於呂の [REDACTED] さん、申請地は天竜区石神 [REDACTED]、遠州鉄道のバス停 [REDACTED] [REDACTED] から [REDACTED] へ約 [REDACTED] m に位置しております。登記地目は「畠」、現況は「宅地」、申請面積は 201 m<sup>2</sup>でございます。

現在建っている建物は、申請人の祖父が昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月に申請地に建築したものであり、当該建物が農地の上に建っている状況が判明したため、是正したく申請に至りました。

つきましては、非農地証明の基準のひとつである「建築物等の敷地として必要最小限の面積であり、かつ、建築後 10 年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたら、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 11 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 34 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 23 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 田 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 16 番外 5 件でございます。

相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「湖東」、整理番号 19 番、西区和光町 [REDACTED] 外 1 筆について、ご説明いたします。

被相続人は、[REDACTED] に亡くなられた、[REDACTED] さん。相続人は、西区和光町にお住いの、子の [REDACTED] さん、51 歳です。

特例農地の面積は、申告時、現在とも 12,499 m<sup>2</sup>です。

[REDACTED] 月 [REDACTED] 日に現地調査を実施しました。その結果、梅が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号 16 番から 18 番、20 番、21 番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第34号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第35号議案「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。  
事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案25ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)

石田 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。

令和元年度第2回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和元年5月20日となります。2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」で、合計203筆、179,804.29m<sup>2</sup>の内訳でございます。今月は、笠井地区での2筆をはじめとして、計22地区での利用権設定を予定しております。

その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから15ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、17ページから27ページは農地利用集積円滑化事業によるもの、29ページには所有権移転を掲載しております。

なお、前回ご指摘がありました、借主の経営状況の内、農業従事者数につきましては、農業従事者、農業補助者及び雇用労働力の合計を記載することで統一いたしました。

それでは、内容について説明させていただきます。

はじめに、1ページから15ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が136筆ございます。このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

9ページの7番から12番をご覧ください。新規就農の██████████です。██████████さんが平成████年████月に設立した会社で、より効率的な営農を行うために家族経営から法人化し、今回の申請に至りました。西区佐浜町██████の畝、外5筆、計4,313m<sup>2</sup>を10年間借り受けてトマトとホウレンソウの栽培を予定しております。

次に9ページの13、14番及び10ページの15番をご覧ください。██████████です。現在、引佐町渋川でほおずき、松、ヒムロ杉を約3,000m<sup>2</sup>作付けしている██████さんを當農主担当者として平成████年████月に設立した会社で農家減少に伴い生産技術が失われていかないよう、その技術を受け継いでいきたく、今回の申請に至りました。北区引佐町渋川██████外2筆、計5,173m<sup>2</sup>を借り受け、ほおずき、松、ヒムロ杉の作付けを予定しております。

次に、9ページの1番から6番及び13ページをご覧ください。

農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が8筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載しております。

それでは、このうち集積面積の多い案件について抜粋してご説明いたします。

9ページの2番から6番をご覧ください。本件は、県の農業振興公社が西区村櫛町 [ ] [ ] 外4筆の畠、計 [ ] m<sup>2</sup>を6名の農地所有者から10年間借受け、機構のルールに基づき、地域の話し合い等により、同地区内で営農している農業者4者に配分を予定するものです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第35号議案「農地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第36号議案「平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画（案）について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案27ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

齋藤 それでは説明いたします。

この議案で使用する資料は別冊2、別冊2参考資料、別冊3でございます。お手元にご利用ください。まず農業委員会の平成30年度事業報告を行い、引き続き令和元年度の事業計画（案）を説明いたします。ご承認いただければ、この事業計画に沿って事業を進めまいります。

それでは、別冊2をご覧ください。浜松市農業委員会の平成30年度事業報告でございます。

1「総会」につきましては、ご覧の日程で新体制移行前に1回、移行日の7月1日と、それ以降は毎月15日を基本に開催し、各議題についてご審議いただきました。

2ページをご覧ください。2「農地部会」につきましては、新体制移行前に毎月15日を基本に開催しましたが、新体制移行により廃止いたしました。

3「視察・研修」をご覧ください。(1)視察は10月18日・19日に、浜松市農業委員会先進地視察といたしまして、岐阜県恵那市農業委員会にて、「恵那市農業委員会の取り組み」、JA全農岐阜いちご新規就農者研修所にて「新規就農者の育成」等について視察いた

しました。参加人数は農業委員 6 名、推進委員 15 名、事務局職員 2 名でございました。

11月 19 日の西部農業委員会協議会先進地視察では、ふじのくに茶の都ミュージアムと島田市農業委員会を視察いたしました。

(2)研修ですが、平成 31 年 2 月 8 日に西部地区農業委員会研修会を開催し、第 1 部で農研機構の積栄氏より「安全で快適な農作業を目指して」の演題でお話をいただきました。第 2 部では京都大学特定准教授の横田茂永氏より「農地の維持と新たな担い手の育成」の演題をお話をいただきました。

3 ページをご覧ください。4 「農業委員会事務」でございます。(1)平成 30 年度の農地法取扱状況でございますが、右側の計をご覧ください。主なところでは、3 条許可 206 件で 28.5ha、4 条許可 93 件で 3.6ha、5 条許可 1,129 件で 73.2ha となっております。

ここで、別冊 2 参考資料と記載のある A4 横の資料をご覧ください。政令市へ移行した平成 19 年度から昨年度までの農地法第 4 条、第 5 条の転用状況を表とグラフで表しました。農地に復元される一時転用は除いておりますが、1 枚目が転用面積、2 枚目が転用件数で、それぞれ年度ごとと累計を表していますので、またご覧になっておいてください。

別冊 2 に戻っていただき、4 ページ、5 ページをご覧ください。(2)転用事実確認の状況、(3)農地紛争処理の状況などは、ご覧のとおりでございます。

6 ページをご覧ください。(9)利用権でございます。平成 30 年度の利用権の設定は、2,702 筆、245.1ha でございました。7 ページはその設定期間別内訳でございます。

8 ページをご覧ください。(10)中間管理権でございます。平成 30 年度の中間管理権の設定は、569 筆、50.2ha でございました。9 ページはその設定期間別内訳でございます。

10 ページをご覧ください。(11)農業者年金は、加入者が 163 人、受給者が 1,425 人でございました。

11 ページをご覧ください。5 「他都市からの視察」の状況でございます。ご覧の各市町農業委員会からの視察に対応いたしました。

平成 30 年度事業報告につきましては以上でございます。

続きまして、別冊 3 をご覧ください。令和元年度事業計画（案）でございます。

本文中、波線が引いてある箇所が昨年度からの変更箇所でございますのでそこを中心に説明いたします。

1 「会議等の開催」については、総会、農業調査会、農地銀行支店会議は昨年度と同様に開催します。2 ページにいきまして(4)推進委員研修会は、昨年度、新体制移行にともない 3 回開催しました。本年度は年 4 回、実務研修会として、農地や営農状況が類似の 5 地区に分けて制度、調査の説明や、推進委員間の情報共有、意見交換を行ってまいります。

3 「事務処理業務及び指導事業」の(2)農地利用最適化推進活動ですが、人・農地プランの実質化のための取り組みについて明記いたしました。

3 ページをご覧ください。(10)農業委員会だよりの発行についてです。農家だけでなく、広く市民へ農業委員会活動を周知し、活動への理解を深めてもらう手段として農業委員

会だよりを発行することを明記いたしました。

説明は以上でございます。

議長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 報告と計画が事務局の案として示されたと思います。

私たち、農業委員としての活動の成果が表記されているとは、考えにくい報告になつてていると思います。

農業委員の任期も半ば、農業委員としての活動の成果が得られたという報告が必要だと思います。

新規就農者の支援を含めて、新規就農者を迎える、これだけの支援をし、これだけの面積、出来れば金額、販売額を含めた報告が出来ればいいと思うのですが、今すぐにという訳ではないですが、現場の実情が分かる報告をしていきたいと思います。

議長 今、森島委員からの提案がありましたので、次回からは提案を含めた報告ができるようにしていきたいと思いますが良いですか。

斎藤 はい。

議長 森島委員よろしいですか。

森島 はい。

議長 その他ご意見等ございますでしょうか。

(その他発言なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第36号議案「平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画（案）について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に報告事項の第31号から第37号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 それでは、報告事項となります。議案29ページ以降でございます。

議案29ページから36ページ報第31号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」30件となります。

議案37ページ、38ページ報第32号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」10件となります。

議案39ページ報第33号「事業計画変更届出について」1件となります。

議案41ページから47ページ報第34号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」43件となります。

議案49ページから51ページ報第35号「農地法第18条第6項の規定による通知について」17件となります。

議案53ページ報第36号「時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について」

1件となります。

議案 55 ページ 56 ページ報第 37 号「農地の地目変更登記に係る報告について」7 件となります。

報告は以上でございます。

議長　只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

その他として委員の皆様から活動を通して何かありましたらお願いいいたします。

高井　・令和元年 5 月 4 日の引佐地区雹被害について

議長　それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願ひします。

山口　・「東京パラリンピックブラジル選手団サポートボランティア」募集について

齋藤　・「農業委員会だより」制作ご協力のお願いについて

・関係行政機関等に関する農業委員会の意見の提出について

鈴木 智　・第 6 回浜松市農業委員会総会

日時　令和元年 6 月 14 日（金）午後 1 時 30 分～

場所　浜松市役所北館 1 階 101・102 会議室

議長　以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 5 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間　午後 3 時 10 分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和元年 5 月 16 日（木）

会長　松島 好則

委員　小柳 守弘

委員　鈴木 要